

装官人第185号
27.10.1

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

長官官房審議官

防衛装備庁に勤務する隊員の再就職等の届出等に係る細部要領について
(通知)

標記について、防衛装備庁に勤務する隊員の再就職等の届出等に係る細部要領について、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：防衛装備庁に勤務する隊員の再就職等の届出等に係る細部要領

防衛装備庁に勤務する隊員の再就職等の届出等に係る細部要領

(趣旨)

第1 この細部要領は、隊員の再就職等の届出等に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 この細部要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 隊員 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員をいう。
- (2) 若年定年等隊員 自衛隊法第65条の2第2項第1号に規定する若年定年等隊員をいう。
- (3) 一般定年等隊員 若年定年等隊員以外の隊員をいう。
- (4) 管理職隊員 管理又は監督の地位にある隊員として、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第87条の24各号に規定する隊員をいう。

(届出（申請）の対象者及び提出先)

第3 届出（申請）の対象者及び提出先等は、次のとおりとする。

(1) 在職中の届出（申請）に関する事項

	届出（申請）内容	様式	対象者	提出先
①	再就職約束時の届出 (法第65条の11第1項) (政令第87条の23) (省令第65条の11第2項)	省令別記 様式第4	全隊員	速やかに(注1)、長官官房審議官へ1部提出 (注1)原則として1週間以内
	変更届出 (省令第65条の11第3項)	省令別記 様式第5		遅滞なく、長官官房審議官へ1部提出
	失効届出 (省令第65条の11第4項)	省令別記 様式第6		
②	若年定年等隊員の自己求職規制の例外承認申請 (法第65条の3第2項第5号) (政令第87条の9) (省令第65条の4)	省令別記 様式第1	3佐以上の隊員	長官官房審議官へ2部（正、副）提出
	一般定年等隊員の自己求職規制の例外承認申請 (法第65条の3第2項第5号) (政令第87条の9) (共同命令第1条)	共同命令 別記様式第1	行（一）5級相当職以上の隊員	
③	若年定年等隊員OBから働きかけを受けた場合の届出 (法第65条の4第10項) (政令第87条の22) (省令第65条の8第1項)	省令別記 様式第3	全隊員	遅滞なく、直接、防衛大臣（再就職等監視室）へ1部提出。
	一般定年等隊員OBから働きかけ	共同命令		遅滞なく、直接、内閣府再就

を受けた場合の届出 (法第65条の4第10項) (政令第87条の22) (共同命令第3条)	別記様式 第3	職等監察官へ1部提出
--	------------	------------

※上記表中、法とは自衛隊法、政令とは自衛隊法施行令、省令とは自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）、共同命令とは一般定年等隊員の退職管理に関する命令（平成27年内閣官房令・防衛省令第1号）を指す。

(2) 離職後の届出（申請）に関する事項

	届出（申請）内容	様式	対象者	提出先
①	独立行政法人等の役員等に就こうとする場合の届出（事前の届出） (法第65条の11第3項) (政令第87条の26) (省令第65条の13第4項)	省令別記様式第7	管理職隊員 OB（離職後2年間）	再就職する前に、長官官房審議官へ1部提出
	変更届出 (省令第65条の13第5項)	省令別記様式第8		遅滞なく、長官官房審議官へ1部提出
	失効届出 (省令第65条の13第6項)	省令別記様式第9		
	営利企業等に再就職した場合の届出（事後の届出） (法第65条の11第4項) (政令第87条の31) (省令第65条の15第2項)	省令別記様式第10		速やかに(注2)、長官官房審議官へ1部提出 (注2)原則として1か月以内
②	若年定年等隊員OBによる働きかけ規制の例外承認申請 (法第65条の4第5項第6号) (政令第87条の20) (省令第65条の6)	省令別記様式第2	若年定年等隊員であった者で再就職した隊員OB	長官官房審議官へ2部（正、副）提出
	一般定年等隊員OBによる働きかけ規制の例外承認申請 (法第65条の4第5項第6号) (政令第87条の20) (共同命令第2条)	共同命令別記様式第2	一般定年等隊員であった者で再就職した隊員OB	

※上記表中、法とは自衛隊法、政令とは自衛隊法施行令、省令とは自衛隊法施行規則、共同命令とは一般定年等隊員の退職管理に関する命令を指す。